

令和7（2025）年7月17日【木】

於 栃木県公館 大会議室

第189回 栃木県都市計画審議会

会 議 録

1. 開催日 令和7（2025）年7月17日（木）

2. 開催場所 栃木県公館 大会議室

3. 出席委員 15名

金原委員、藤島委員、大森委員、青木委員、藤田委員(代)、
橋本委員(代)、安東委員(代)、杉本委員(代)、小菅委員、
中島委員、神谷委員、螺良委員、木村委員、野澤委員、
岡村委員

※(代)は代理出席であり、2号委員（関係行政機関の職員）については栃木県都市計画審議会規程により代理出席が認められております。

午後１時３０分 開会

○事務局 それでは、ただいまから第１８９回栃木県都市計画審議会を開会いたします。

開会にあたりまして、県を代表して小野県土整備部長から御挨拶申し上げます。

○小野県土整備部長 皆さんこんにちは。県土整備部長の小野でございます。

第１８９回都市計画審議会の開催にあたり、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、御多用のところ本審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃から本県の都市計画行政の推進に御支援、御協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、全国的に少子高齢化が進むなか、本県の人口は平成１７年にピークを迎え、以降は減少傾向が続き、現在はピーク時より約７％の減少となっております。

これに対応するため、県では都市計画区域マスタープラン、市町においては市町マスタープランや立地適正化計画の策定により、持続可能なまちづくりの実現に向けて取り組んで参りますので、委員の皆様には引き続き御協力のほどよろしくお願いいたします。

本日は審議事項として、「宇都宮都市計画事業小幡・清住土地区画整理事業の事業計画の変更に関する意見書について」の１件を予定しております。

委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 本日の出席者でございますが、委員２０名のうち１５名に御出席いただいております。栃木県都市計画審議会条例第５条に定める定足数に達していることを御報告申し上げます。

それでは、本日の付議議案について御審議をお願いいたします。議事の進行につきましては、大森会長よりお願いいたします。

○議長 会長を務めさせていただいております大森です。それでは早速議事を進めさせていただきます。

まず議事録署名委員ですが、１番 金原啓一委員、８番 青木剛委員を指名させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の案件としましては、「次第」にございますように付議案件が１件、報告案件が２件でございます。

審議会は、栃木県都市計画審議会規程第１２条の規定におきまして、「栃木県情報公開条例」第７条に定めております、個人の権利利益を害する恐れがある事項などを審議する場合や、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合を除き、原則として公開となっておりますが、第１号議案につきましては、土地区画整理事業の事業計画の変更に関する意見書の内容を審査するものであり、栃木県情報公開条例第７条第２号に該当する個人情報等の審議に当たることから、審議を非公開と

いたします。

それでは、第1号議案「宇都宮都市計画事業小幡・清住土地区画整理事業の事業計画の変更に関する意見書について」を議題といたします。

先に申し上げたとおり、土地区画整理事業の事業計画の決定に関する意見書の内容を審査するものであり、栃木県情報公開条例第7条第2号に該当する個人情報等の審議に当たることから、これより審議を非公開といたします。

報道関係者におかれましては、本案件につきまして、審議が終わるまでご退席くださるよう、お願いいたします。

(報道関係者 退席)

本部分に関する審議については、栃木県情報公開条例第7条第2号に該当する個人情報の審議に当たることから非公開としています。

○議長 それでは、これより会議を再び公開といたします。

(報道関係者 入室)

○議長 御退席いただいた方もおりますので、先ほどの審議結果についてお知らせいたします。

第1号議案の意見書につきましては、不採択といたしましたのでお知らせいたします。

宇都宮市におかれましては、権利者との十分な調整を行い、今以上にコスト意識を持って円滑な事業の実施に努めていただくとともに、縦覧方法のデジタル化について、積極的な検討を行っていただきたいと存じます。

それでは、以上を持ちまして、本日の議案の審議を終了いたします。

本日、御審議いただきました議案につきましては、ただちに、答申の手続きをとりますので御了承願います。

○議長 続きまして報告事項に移ります。

報告第1号「都市計画区域マスタープランの検討状況について」、事務局から報告をお願いします。

○事務局（都市政策課技術総括） それでは、報告第1号都市計画区域マスタープランの検討状況についてご説明いたします。

お手元の「報告資料」の1ページをお開きください。

今年度から新たに本審議会の委員になられた方もいらっしゃいますので、これまでの経過を含めてご説明いたします。

まず、「都市計画区域マスタープラン」について御説明いたします。本プランは、都市計画法に基づき県が策定する計画であり、都市計画区域ごとに都市の将来像や都市計

画の決定の方針を定めるものになり、国勢調査の結果を踏まえながら、概ね5年ごとに見直しを行っております。

本プランの位置付けですが、右の図にあるように「とちぎの都市ビジョン」をはじめ、「国土形成計画」「とちぎ未来創造プラン」などの各種計画を反映しております。

また、市町村が作成する「市町村マスタープラン」や「立地適正化計画」は、本プランに即して作成することとなります。

右下の図のとおり、本県には、市街化区域と市街化調整区域を定めている線引き都市計画区域が「宇都宮・小山栃木・足利佐野」の3区域、市街化区域と市街化調整区域を定めていない非線引き都市計画区域が14区域の計17の都市計画区域があり、本プランも17区域で策定しております。

なお、次期プランは令和12年を目標年次としております。また、本プランに定める内容ですが、

- 1) 都市計画の目標
 - 2) 区域区分の決定の有無とその方針
 - 3) 主要な都市計画の決定の方針
 - 4) 都市づくりの実現に向けた取組
- などを記載しております。

そして、県や市町は、このプランに即して都市計画決定や都市計画事業を実施することとなります。

次に2ページ目を御覧ください。これまでの都市計画区域マスタープランの変遷について御説明いたします。

都市計画法の改正により平成4年に市町村マスタープランが、平成12年に本プランが義務化されました。

これを受け、本県では、平成16年に都市計画区域マスタープランを策定しました。平成21年には、栃木県の都市づくりの基本的な考え方をまとめた「とちぎの都市ビジョン」を策定し、

以降、5年ごとに「都市ビジョン」と「マスタープラン」の見直しを行い、今回が4回目の見直しとなります。

3ページ目を御覧ください。こちらは、今回の見直しに伴い、これまでの経過をまとめたものです。

本県ではマスタープランを策定するにあたり、宇都宮大学の佐藤教授をはじめとした学識者4名で構成する専門委員会を設置し、調査検討を行ってきました。

この専門委員会は令和5年2月の第184回都市計画審議会において「次期都市計画区域マスタープラン策定にあたっての基本的な考え方」について、知事から諮問を受け、本審議会が設置したのになります。

この専門委員会では「基本的な考え方」について、「目指すべき都市構造」「都市計画区域」「区域区分」の3つの観点から調査検討を行い、現行マスタープランが策定された令和2年度以降の社会情勢の変化や本県における都市づくりの課題の整理等を行いました。

検討の結果、「目指すべき都市構造」については、「多核ネットワーク型都市構造」を継承することとし、「都市計画区域」および「区域区分」については、現状の都市計画区域や区域区分を継続するものとししました。

下の表を御覧下さい、第1回～第4回の専門委員会で「基本的な考え方」の検討を行い、令和6年2月の第186回都市計画審議会で報告し、知事へ答申いたしました。

また、「目指すべき都市構造」の検討内容を「とちぎの都市ビジョン」として集約し、令和6年8月の第187回都市計画審議会で報告後、公表しました。これまでに計8回の専門委員会を開催し、都市計画区域マスタープランの作成を進めているところであります。

また、本プランの策定にあたっては、作成段階に応じて、庁内関係課や各市町に対し複数回の意見照会を実施しており、県の各種政策や市町が目指す都市づくりを反映したものとなっております。

4ページ目を御覧ください。今後のスケジュールですが、現在、7月15日(火)～29日(火)の期間において、法第16条に基づき、本プランの構想の縦覧を実施しており、県民の皆さまの御意見を伺っているところです。8月には、意見の申出があった者から直接意見を伺う公聴会を予定しております。11月には、法第17条に基づき、本プランの案の縦覧を予定しております。専門委員会については、9月と、1月に予定しております。10月の次回都市計画審議会にて進捗報告を行い、来年1月の都市計画審議会にて御審議いただき、同年3月末に告示を行う予定です。

以降のページは、「とちぎの都市ビジョン」の改正内容、本プランの構成内容の見直しについて示しております。

また、お手元には、現在縦覧中の都市計画区域マスタープランの概要版を配布しております。本編は、県ホームページで確認することが可能となっております。お時間のあるときに御確認いただき、御意見等がございましたら事務局までお知らせいただけると幸いです。

報告第1号につきましては、以上となります。

○議長 ありがとうございます。ただいまの内容について御質問、御確認したいことがございましたら、お願いします。

よろしいでしょうか。

御質問等がないようですので、続いて報告第2号「市町村の都市計画決定について」、事務局から報告をお願いします。

○事務局（都市政策課技術総括） 報告第2号「市町村の都市計画決定について」御報告をいたします。

前回の当審議会で報告させていただいた案件以後、令和6年10月25日から令和7年7月16日までの約9ヶ月の間に、県内の市町が都市計画決定した案件について、報告するものでございます。

報告第2号の1ページを御覧ください。

こちらの表は、市町ごとに都市計画決定の件数を計画種別ごとに集計したものでございます。

表の一番下にある計の欄に記載のとおり、土地利用に関するものが7件、都市施設に関するものが7件、合計14件の都市計画決定がされております。

なお、それぞれの概要につきまして2～3ページに、位置図については4ページ以降に添付しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。報告ということですので、事前に送付しました資料の御確認をよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。委員の皆様には御審議いただきありがとうございます。

それでは事務局にお返しします。

○事務局 会長をはじめ委員の皆様には、長時間にわたり御審議いただきありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の審議会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。

午後2時20分 閉会